

阿久比町交通安全計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

阿久比町

目 次

I 基本構想

計画の基本方針	・・・ 1
---------	-------

II 交通事故発生状況

交通事故発生件数及び死傷者数の推移	・・・ 3
交通事故発生状況の推移	・・・ 4
学区別の事故死傷者数	・・・ 5
車種別の死傷者状況	・・・ 6
年代別の死傷者状況	・・・ 6

III 講じようとする施策

1 交通環境の整備	・・・ 7
（1）道路の整備による交通安全対策の推進	・・・ 7
（2）交通安全施設等の整備	・・・ 7
（3）その他交通環境の整備	・・・ 8
2 交通安全教育の普及	・・・ 11
（1）生涯にわたる交通安全教育の推進	・・・ 11
（2）交通安全に関する普及啓発活動の推進	・・・ 13
（3）交通の安全に関する民間団体等の活動の推進等	・・・ 14
3 安全運転の確保	・・・ 15
（1）運転者に対する講習の充実	・・・ 15
（2）街頭指導の推進	・・・ 15
4 道路交通秩序の維持のための町独自の施策	・・・ 15
（1）スピード調査隊による自動車等の速度調査の実施	・・・ 15
（2）飲酒運転を根絶するための啓発活動の実施	・・・ 15
（3）「歩行者優先のまち」の推進	・・・ 15
5 救助、救急医療体制の整備	・・・ 15
6 救済体制の充実	・・・ 16
交通事故相談業務の充実	・・・ 16
7 踏切道における交通の安全	・・・ 16

I 基本構想

計画の基本方針

阿久比町では、これまでの交通安全計画の取り組みにより、交通事故の死傷者数をピーク時の平成17年の321人から、令和3年には126人と大幅に減少させた。また、平成28年11月以降、町内での交通死亡事故ゼロなどの成果を上げてきたところである。

しかし、交通事故件数についても同様に減少しているものの、車中心の現代社会において、依然として交通事故の被害者、加害者が受ける損失は大変大きなものである。このため、高齢化の進展はもちろん、大規模宅地開発に伴う児童・生徒の増加に対して、交通弱者を守るための交通安全対策がさらに求められている。加えて、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、時代のニーズに応える対策に取り組むことが必要である。

このため、人優先の交通安全思想に立ち返り、交通事故のない社会の実現を目指し、道路網及び交通安全施設等の整備、公共交通機関の利用促進、さらには、町民一人一人の更なる交通安全意識の高揚を図ることが重要である。そこで、令和3年7月に本町は、車両の利用者等と比較して弱い立場にある歩行者等、特に交通事故に遭いやすい高齢者や子どもたちへ一層の安全について、本町の規範として示す「歩行者優先のまち」を宣言した。

こうした施策の推進するため、「第11次愛知県交通安全計画」（令和3年7月）の策定を受け、令和4年度から令和8年度までの本町における交通安全施策の大綱を定め、各種関係機関、組織等が一体となって諸施策を推進し、また町民の理解と協力の下に、歩行者、自転車利用者、幼児及び高齢者等にとって安全、安心で円滑な交通環境を確保することで、悲惨な交通事故をなくし、「いのちを守るまちづくり」を目指すものとする。

II 交通事故発生状況

阿久比町における交通事故発生状況は、平成11年以降において平成23年までは、件数が200件を超える年が多く、死傷者も平成22年を除いては、250人を超える状況が続いていた。しかしながらその後は減少の傾向にあり、令和3年においては事故件数102件、死傷者126人とピーク時の半数程度にまで減っている。また、平成28年を最後に交通事故による死者は発生していない。

学区別交通事故発生状況は、英比学区が最も多く、その次に南部学区、東部学区が続き、ほぼ町内4学区の人口や面積に比例して交通事故が発生する傾向にある。

車種別では、自動車による事故が大半を占め、二輪車の事故を含め、その発生件数は、平成28年から減少傾向であるが、歩行者及び自転車の事故はほぼ横ばいで推移している。

年齢別では、一般（25～64歳）の死傷者数が最も多く、子どもや若者、高齢者は、全体的に数は少ないが、一般と比べ減少幅が少ない。

交通事故発生件数及び死傷者数の推移

表一1 (件、人)

年 別	件 数	死 傷 者 数		
		死亡者	負傷者	計
H 9	174	3	222	225
H10	166	2	195	197
H11	232	1	307	308
H12	226	2	270	272
H13	214	2	253	255
H14	228	2	296	298
H15	244	1	309	310
H16	235	3	313	316
H17	254	2	319	321
H18	206	2	264	266
H19	213	0	280	280
H20	210	0	254	254
H21	198	1	262	263
H22	194	1	233	234
H23	202	1	253	254
H24	187	0	230	230
H25	176	2	237	239
H26	180	1	229	230
H27	192	1	247	248
H28	150	1	192	193
H29	138	0	184	184
H30	125	0	154	154
R1	95	0	123	123
R2	104	0	116	116
R3	102	0	126	126

(資料提供 半田警察署)

交通事故発生状況の推移

図-1

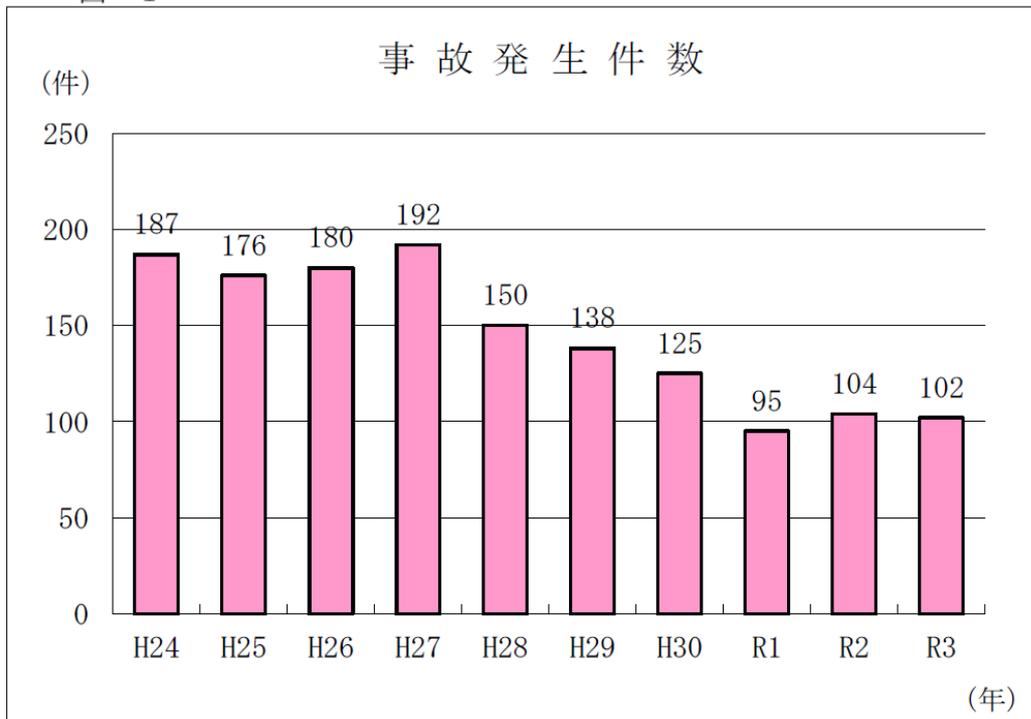
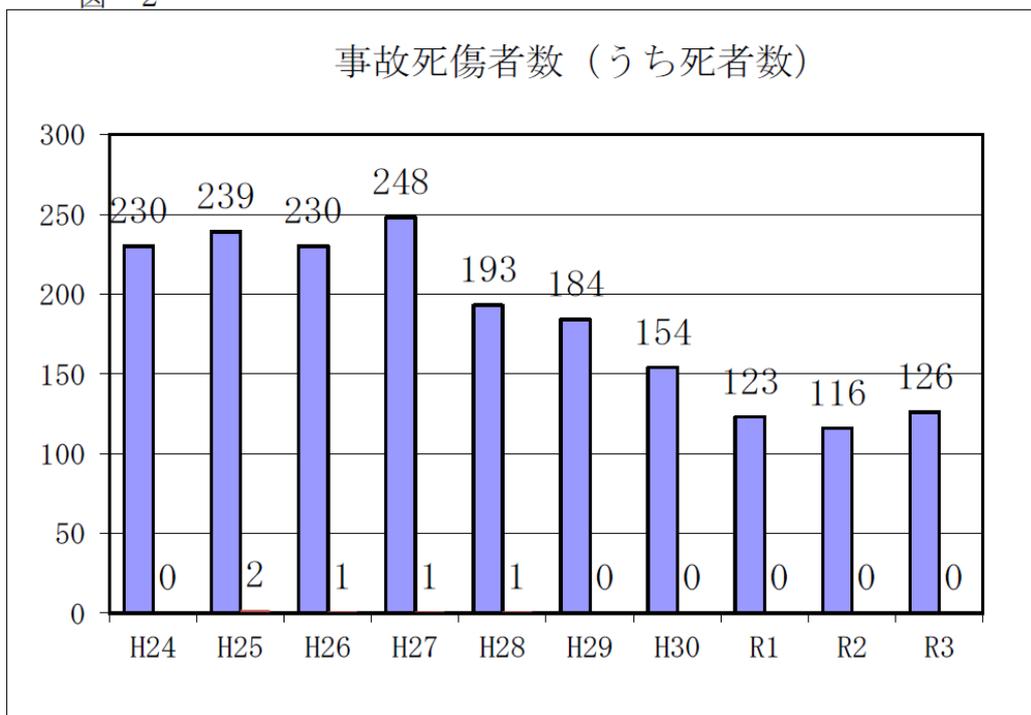


図-2



学区別車種別の事故死傷者数

表一 2

(人)

年 別	区 別 学区別	歩行者	自転車	二輪車	自動車	その他	総 数
H28	東 部	0	3	5	34	0	42
	英 比	3	8	6	57	0	74
	草 木	0	1	2	17	0	20
	南 部	5	6	5	41	0	57
	計	8	18	18	149	0	193
H29	東 部	2	5	4	35	0	46
	英 比	6	4	2	62	0	74
	草 木	0	0	2	22	0	24
	南 部	2	6	3	29	0	40
	計	10	15	11	148	0	184
H30	東 部	3	6	1	31	0	41
	英 比	1	4	4	60	0	69
	草 木	0	1	0	22	0	23
	南 部	3	3	0	15	0	21
	計	7	14	5	128	0	154
R1	東 部	0	2	1	21	0	24
	英 比	1	6	3	47	0	57
	草 木	1	0	2	16	0	19
	南 部	4	3	1	15	0	23
	計	6	11	7	99	0	123
R2	東 部	1	3	2	10	0	16
	英 比	2	12	5	33	0	52
	草 木	0	0	1	13	0	14
	南 部	4	6	0	24	0	34
	計	7	21	8	80	0	116
R3	東 部	3	4	2	14	0	23
	英 比	1	7	4	44	0	56
	草 木	1	0	0	12	0	13
	南 部	3	8	2	21	0	34
	計	8	19	8	91	0	126

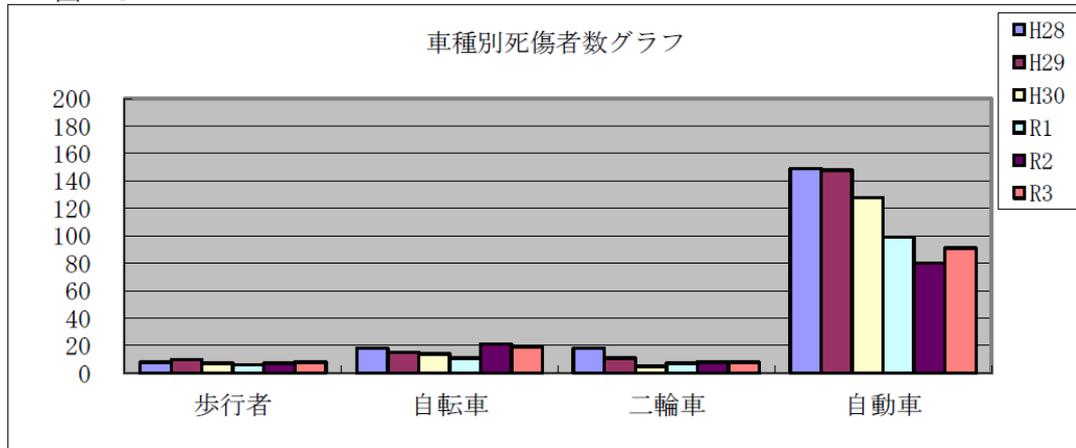
車 種 別 の 死 傷 者 状 況

表一3 (人)

	歩行者	自転車	二輪車	自動車	その他	計
H28	8	18	18	149	0	193
H29	10	15	11	148	0	184
H30	7	14	5	128	0	154
R1	6	11	7	99	0	123
R2	7	21	8	80	0	116
R3	8	19	8	91	0	126

(資料提供 半田警察署)

図一3



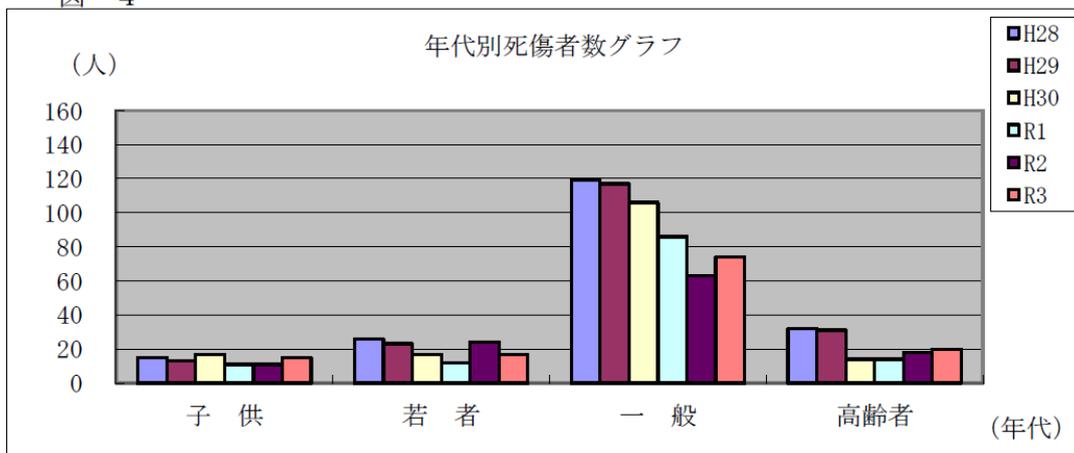
年 代 別 の 死 傷 者 状 況

表一4 (人)

	子 供	若 者	一 般	高 齢 者	計
H28	15	26	119	32	192
H29	13	23	117	31	184
H30	17	17	106	14	154
R1	11	12	86	14	123
R2	11	24	63	18	116
R3	15	17	74	20	126

(資料提供 半田警察署)

図一4



子供：0～15歳、若者：16～24歳、一般：25～64歳、高齢者：65歳以上

Ⅲ 講じようとする施策

1 交通環境の整備

【現状と問題点】

本町は、南北に県道名古屋半田線、東西に県道西尾知多線が通っている。この両線を交差するようにして知多半島道路が交差しており、両県道より阿久比インター、阿久比インターより両県道を利用する車両が非常に多く、朝夕には交通渋滞を引き起こしている。また、大規模宅地開発に伴う児童生徒数の急増により、登校時に混雑することで事故の危険性が高まっている。この渋滞緩和や歩行者・自転車等の安全確保を図るため、周辺道路において道路の拡幅工事・歩道設置工事が検討されており、重点的に道路整備が進められている。

【計 画】

(1) 道路の整備による交通安全対策の推進

基本的な交通の安全を確保するため、一般道路の新設、改築にあたっては、交通事故等を防止し、安全、円滑かつ快適な交通を確保するため、体系的な道路整備を推進する。

ア 歩道等の整備、拡幅

歩行者優先の交通環境を形成するため、道路の新設、改築事業を推進するにあたっては、道路の安全利用が図られるように歩道等の整備を推進する。

イ 交差点の改良

交差点における交通事故防止及び円滑な交通確保のため、道路交差形状の修正、右折車線の設置等交差点の整備を図る。

(2) 交通安全施設等の整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、安全、円滑かつ快適な道路交通安全環境の確保に努める。

ア 信号機の設置、改良

交通の安全と円滑を図るため、まだ信号機の設置がなされていない主要交差点において、信号機の新設設置を関係行政機関に要望していく。また、道路の整備、拡幅工事など道路管理者側の整備を必要とする箇所については、道路主管課と調整を図りながら交通実態に適合した信号機の設置、改良、高輝度化について関係行政機関と協議し推進する。

イ 歩行者、自転車利用者の安全確保

歩行者、自転車利用者の安全を確保するため、町内で歩行者、自転車利用者の多い地域を中心として、横断の安全を確保するため歩行者感应信号機、歩車分離式信号機及び横断歩道等の整備を図るため、関係機関と協議を進める。

ウ 高齢者、障害者等の安全確保

高齢者及び障害者等を含めすべての人が安全に安心して暮らせる社会を実現するため、駅、公共施設等の周辺を中心に平坦性の確保された幅の広い歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の施設の設置、改善を実施する。

エ その他の交通安全施設の整備

道路の構造及び交通の状況等により、交通の安全を確保するために必要な箇所には、カーブミラー、防護柵、道路照明灯、道路標識、回転灯及び区画線等必要な交通安全施設の整備を図る。

(3) その他交通環境の整備

ア 公共交通機関利用の促進

交通事故の大きな原因を占める自動車等の利用を減らし、子どもから高齢者まで幅広い世代の町民が安心して生活するための移動手段を確保するため、鉄道や循環バスなど公共交通機関利用を推進する施策を展開する。

イ 違法駐車、迷惑駐車をなくすモラル意識の醸成

各季の交通安全運動等の機会をとらえ、住民参加・協働型の活動を推進し、違法駐車、迷惑駐車をなくすモラル意識の醸成を図る。

ウ 道路使用等の適正化

道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため適正な運用を行うとともに、パトロールや指導取締りによる不法占用物件等の排除等の是正を実施し、防止のための啓発活動を積極的に行う。

さらに、道路占用工事については綿密な調整を行い、交通安全上の措置を徹底する。

エ 自転車駐車対策の推進

鉄道駅周辺地域の状況に応じ、放置自転車クリーンキャンペーン等により、駐輪場や道路に放置されている自転車の排除や整理整頓に努め、良好な環境づくりを進め安全で円滑な交通の確保を図る。

町内自転車駐車場一覧表

表—5

(令和3年4月1日現在)

駅名	駐車場	敷地面積	収容能力	設置者	地権者
巽ヶ丘駅	巽ヶ丘駅東第1 自転車等駐車場	86 m ²	76 台	阿久比町	阿久比町
〃	巽ヶ丘駅東第2 自転車等駐車場	428	290	〃	名古屋鉄道㈱
〃	巽ヶ丘駅東第3 自転車等駐車場	205	135	〃	〃
坂部駅	坂部駅東自転車等駐車場	120	62	〃	阿久比町
〃	坂部駅西自転車等駐車場	216	137	〃	名古屋鉄道㈱
阿久比駅	阿久比駅前第1 自転車等駐車場	165	106	〃	阿久比町
〃	阿久比駅前第2 自転車等駐車場	232	190	〃	名古屋鉄道㈱
〃	阿久比駅前第3 自転車等駐車場	203	134	〃	〃
〃	阿久比駅前第4 自転車等駐車場	64	44	〃	〃
〃	阿久比駅前第5 自転車等駐車場	84	78	〃	〃
植大駅	植大駅前 自転車等駐車場	196	88	〃	〃

(防災交通課調べ)

オ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、市街地における住みやすい環境づくりを図るため、街区公園、近隣公園等の整備を推進する。また、ちびっこ広場については、管理する行政区に対する補助等を通じ、その維持に努める。

都市公園の状況

表—6

(令和3年4月1日現在)

都市公園（合計）		街区公園		近隣公園		その他の公園	
箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
45	8.64	16	5.06	1	1.20	28	2.38

(建設環境課調べ)

児童遊園・児童館の状況

表—7

(令和3年4月1日現在)

区分	ちびっこ広場	児童館
箇所数	13	1

(子育て支援課調べ)

2 交通安全教育の普及

【現況と問題点】

現在、本町における交通事故の原因をみると、運転者、歩行者及び自転車利用者などの不注意と安全意識の欠如によるものが少なくない。

そこで、増大する交通量から歩行者及び自転車利用者等に対し、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることが重要であり、とりわけ子どもや高齢者などの交通弱者の安全を確保する必要がある。

よって、交通指導員を中心とし、交通安全教室やイベント等での啓発活動などあらゆる機会を利用して、町民の交通安全意識が高まるよう努めることが重要である。

【計 画】

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程にあわせ、生涯にわたる学習を促進して、一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

このため、幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を行うとともに、高齢化社会が進展する中で、人優先の交通安全思想の下、高齢者自身の交通安全意識の向上を図りながら、他の世代に対しても高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を強化する。

また、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対し、将来の運転者教育の基礎としての自転車の安全利用に関する指導を行う。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて基本的ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するための基本的な技術及び知識を習得させることを目標とする。そのため、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、ビデオや紙芝居あるいは腹話術などの視覚的教育、園庭や実際の歩道上での実技指導、また手本となる保護者を対象に家庭での適切な指導ができるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

このため、各保育園・幼稚園・こども園において園児及び保護者に対し、交通安全教室を実施する。

イ 児童に対する交通安全教育

小学生については、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りつつ、体育、

道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、各小学校の学年ごとに交通安全教室を実施する。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生については、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りつつ、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材やチラシ等を作成・配布する。

エ 高校生に対する交通安全教育

高校生については、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りつつ、保健体育、総合的な探求の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することを前提とした交通安全教育を行う。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材やチラシ等を作成・配布する。

オ 成人に対する交通安全教育

成人については、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力向上、交通事故の悲惨さに対する理解及び交通マナーの向上を目標とし、各種団体が行う講習や事業所が行う社員向け講習など、社会人としての自主的な安全運転管理推進の啓発に努める。

カ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者については、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキル、交通ルール等の知識を再認識させることを目標とする。交通安全教室の開催、各種交通安全行事への参加、社会活動・福祉活動等の多様な機会を活用し、高齢者の交通安全教育を実施する。

また近年、加齢に伴う運転技術の低下や、認知症などの原因による自動車等運転者の引き起こす交通事故が増加しているため、高齢者が自動車の運転をしなくとも活力ある充実した生活が送れるよう鉄道や循環バスなどの公共交通機関の利用促進を図り、高齢者の運転免許証自主返納を促す。

キ 自転車乗車時の保険等の加入、ヘルメットの着用について

愛知県では令和3年10月に、自転車に係る事故の被害の軽減と被害者の保護に資するため、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車乗車時の保険等の加入の義務化、及びヘルメット着用の努力義務化が定められた。このため、すべての年代の交通安全教育の場において、保険等の加入、ヘルメットの着用について周知を行う。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

町民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域住民・関係機関・団体及び事業所等が連携して、各季の交通安全キャンペーンの実施など、交通安全運動を組織的かつ継続的に展開する。

また、「飲酒運転撲滅運動」はもとより、自動車・自転車の「交通安全スリーS運動」(ストップ・スロー・スマート)、「ライト・オン運動」、全座席シートベルト着用、道路横断者の「ハンド・アップ運動」、夜間歩行者の反射材の使用、自転車乗車時のヘルメット着用等を推進する。

主な交通安全運動

・春の全国交通安全運動	4月 6日～ 4月15日
・夏の交通安全県民運動	7月11日～ 7月20日
・秋の全国交通安全運動	9月21日～ 9月30日
・年末の交通安全県民運動	12月1日～12月10日
・交通事故死ゼロの日	毎月10日・20日・30日
・横断歩道の日	毎月11日
・シートベルト・チャイルドシートの日	毎月20日

イ 広報活動の推進

町民の交通安全意識の高揚を図るため、関係行政機関及び民間の交通安全団体が密接な連携のもとに、家庭、地域及び職場等それぞれに応じた効果的な広報媒体を利用して、交通事故の実態に即し日常生活に密着した広報を適宜に実施する。

主な広報活動

- ・広報紙による啓発
- ・広報車による啓発
- ・のぼり旗・立看板・横断幕等の設置
- ・交差点立哨等による街頭啓発活動
- ・交通安全キャンペーンなどのイベント開催
- ・電光掲示板による啓発
- ・ホームページ、SNS、アグナビを利用した啓発

(3) 交通安全に関する民間団体等の活動の推進等

ア 地域社会における交通安全機関・団体の育成指導

地域の交通安全活動に重要な役割を果たしている交通安全母の会及び交通少年団について、積極的な指導育成に努める。

イ 住民参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者など地域と行政が協力し、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくるなどの交通安全対策を推進する。

交通少年団の組織状況

表一 8

(令和3年4月1日現在)

組 織 数	名 称	人 員
1	宮津団地交通少年団	7 名

(防災交通課調べ)

3 安全運転の確保

(1) 運転者に対する講習の充実

運転者全般の資質の向上を図るため、高齢者等を対象にあらゆる機会を通じて安全運転講習を積極的に実施する。

(2) 街頭指導の推進

運転者及び同乗者が、交通事故に遭遇した際の被害を最小限に軽減させるため、運転者及び同乗者に対するシートベルト並びに二輪車等におけるヘルメットの着用、シートベルト・チャイルドシートの日及び同着用徹底強化期間の活性化を図るほか、関係機関・団体と連携し、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを行う。

4 道路交通秩序の維持のための町独自の施策

(1) スピード調査隊による自動車等の速度調査の実施

主要道路を走行する自動車等の平均的な速度を年5回程度調査し、結果を公表するによって、自動車等の運転者が交通安全に対する意識を高め、安全で安心な町民の生活を確保することを目指す。

(2) 飲酒運転を根絶するための啓発活動の実施

飲酒運転の根絶を目指して、平成26年3月に制定した「阿久比町飲酒運転根絶に関する条例」第7条の規定に基づき、交通安全県民運動期間内に飲酒運転根絶町民運動の日を定め、町民等、事業者等及び愛知県等の関係機関と連携して飲酒運転を根絶するための啓発活動を実施する。

(3) 「歩行者優先のまち」の推進

本町は、令和3年6月に「阿久比町交通安全条例」を改正し、車両使用者と比較して、弱い立場である歩行者及び交通事故に遭いやすい高齢者や子どもへの一層の安全を図ることを、町の基本理念として明文化し、翌7月に「歩行者優先のまち」を宣言した。

この宣言の目的を達成するため、交通安全教育、啓発活動等様々な機会をとらえ、町民に「歩行者優先」の徹底を呼び掛け、事故防止を目指す。

5 救助、救急医療体制の整備

救急業務は、迅速かつ的確な判断に基づく傷病者の最適医療機関への搬送と、傷病者が医師の管理下へ置かれるまでの応急手当を任務としており、知多中部広

域事務組合において、救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、隊員には高度な知識、技術の積極的な取得に努める。

また、医療機関に対しては、医療需要に対応できるよう整備を推進するとともに、消防等関係機関との緊密な連携・協力を確保し、救急医療期間内の受け入れ・連絡体制の明確化等の促進を図る。

現場において、応急手当を実施することにより、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関が行う講習会等による普及啓発活動を推進する。

6 救済体制の充実

交通事故相談業務の充実

交通事故による被害者の救済をよりの確に実施するため、ホームページや広報誌等各種の広報媒体を活用し、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対して広く相談の機会を提供する。また、気軽に相談に応じられるような体制づくりに努める。

相談窓口（交通事故の損害賠償や示談等の相談）

愛知県中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1階

愛知県県民相談・情報センター

（愛知県県民文化局県民生活部県民生活課内）

☎ （052）962-5100

（月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時15分）

7 踏切道における交通の安全

町内には、名古屋鉄道の線路が南北に走り踏切が8か所ある。踏切事故は、長期的には減少傾向にあるものの、踏切道における事故は、無理な直前横断や落輪等により重大な事故となることが多い。そのため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力のもと、交通安全運動などにおいて広報活動を積極的に行い、踏切道の安全に関する正しい知識の普及に努める。

歩行者優先のまち宣言

私たちは、交通事故のない安全で安心なまちをつくるため、一般道路や歩道、横断歩道において、「歩行者優先」の原則を徹底します。

自動車および自転車等を運転するときは、高齢者や児童・生徒などの歩行者が、安全に道路を通行できるよう配慮します。

ここに、町民、事業所、行政が一丸となって、交通事故のない阿久比町を目指し、「歩行者優先」のまちを宣言する。

令和3年7月10日

阿久比町交通安全推進協議会会長

阿久比町長 竹内 啓二



阿久比町マスコットキャラクター：アグピー

阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ◎ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
- ◎歴史と伝統を守り、教養を高めます。
- ◎スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
- ◎オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
- ◎ボランティア活動に、すすんで参加します。

平成15年11月2日制定